

令和8年3月5日(木) 午後6時30分～

大阪広域環境施設組合 あべのルシラス11階 会議室B

環境施設組合事務局長以下、大阪市従業員労働組合環境事業支部支部長以下、大阪市職員労働組合環境局支部支部長以下との交渉議事録

(環境施設組合)

ただいまより、焼却工場(破碎設備含む)における勤務時間の変更に関して、事務局長より提案するので、よろしく願います。

<事務局長より職従協議会委員長へ提案書手交>

(環境施設組合)

それでは、私の方よりお渡しした「焼却工場(破碎設備含む)における勤務時間の変更について」に基づき説明を行う。

変更時期は、令和8年4月1日(水曜日)から実施することとし、破碎設備を含みます焼却工場に勤務する職員の勤務時間を、現行より15分早めて勤務をお願いする。

具体には、事務局より事前にご提示した内容であるが、現行の普通勤務が8時45分から17時15分までの勤務であるところを、4月1日からは、朝8時30分から出勤いただき、17時までの勤務を頂くことに変更したいと考えている。

また、直勤務においても同様に15分早めた勤務としたいのでよろしく願います。

なお、普通勤務の休憩時間については、45分と記載しているが昼食休憩の時間については、現在と同様の時間(12時から12時45分の時間帯)で願います。

なお、一般臨時搬入に関する電話予約の受付終了時刻は、現行の17時より16時に変更をするものの、令和2年10月より実施している24時間受付が可能なWEB予約システムを導入していることから、改めて周知の徹底等を行い、市民の持ち込み等に混乱が生じないよう対応していく。

本提案に関わっては、大阪市における直営収集の出庫時間が早まったことに伴い午前9時ごろには工場に到着する直営車両があることや、業者収集車両の夜間搬入券での駆け込み搬入や昼間搬入券による車両の待機など、工場への搬入時間

帯が重なること等により、一部の工場におきまして輻輳するなどの状況が発生している。勤務時間を15分前倒しして勤務を実施することで、工場内車両の安全確保やトラブル等の防止を講じるとともに、輻輳状況の緩和をめざすものである。

勤務時間の変更に伴い、破砕設備も含む焼却工場に勤務する職員の皆様や労働組合の皆様には、何かとお手数をお掛けするが、ご理解・ご協力をお願いする。

(労働組合)

ただいま、事務局長より勤務時間の変更に関する提案が行われた。

組合員の勤務労働条件の確保は大変重要な課題であり、毎日の通勤時間帯の変更は特に重要な勤務条件の変更であるため、慎重に検討を行うべき課題であると考えている。

また、定年延長や採用凍結時期の関係などから、職員の年齢構成が高齢化してきていることから、高齢職員にも配慮した働き方も重要な課題となっている。

今回の勤務時間の変更に関わって、4月以降組合員の勤務に困難が生じた場合や、不都合な状況が生じた場合は、誠意を持った対応と協議を行うよう求めている。

さらに、これまでから貴組合と締結している(労働基準法に基づく)36協定の遵守はもとより、計画的な休暇の取得や過度な超過勤務が生じないよう、日々の事業運営や職員の働き方にも注視され、現場の管理者としての労務管理責任を十分に果たされるよう求めている。

(環境施設組合)

勤務時間の変更に伴い問題が生じた場合は、誠意を持って対応したい。

また、現場での労務管理は重要な課題であるので、引き続き、適正に対応していきたいと考えているので、よろしく願います。